

# 事業継続と事業再開の為に資金繰り支援等のご案内

令和2年6月12日

※ **個**：個人事業主・フリーランス向け、**中小**：中小企業向け、**中堅**：中堅企業向け、**大**：大企業向け

## 1. 事業継続のための運転資金が心配

**個** **中小**

### ■ 日本政策金融公庫等で**実質無利子・無担保の融資**が受けられます

※対象者は最近1ヵ月の売上高が前年又は前々年比で5%~20%以上減少した方、据置期間は5年以内  
※借入後3年間の実質無利子化の限度額は、日本公庫は4千万円（国民事業）、2億円（中小事業）  
商工中金は2億円（危機対応融資）

### ■ 民間金融機関で**実質無利子・無担保・信用保証料減免の融資**が受けられます

※対象者はセーフティネット4号、5号、危機関連保証の認定を受け、都道府県の制度融資を活用された方  
※据置期間は5年以内、融資上限額は4千万円、借入後3年間は利子補助、保証料は全期間減免

## 2. 家賃など月々の固定費の支払いが厳しい

**個** **中小** **中堅**

### ■ 事業全般に広く使える**現金が最大200万円支給**されます【持続化給付金】

※対象者は売上が前年同月比で50%以上減少している方  
※給付上限は、法人（中堅・中小・小規模）200万円、個人事業主（フリーランス含む）100万円

### ■ 家賃等に対する**現金が最大600万円支給**されます【家賃支援給付金】

※対象者は1ヶ月の売上が前年比で50%以上減少、又は3ヶ月の売上が前年比で30%以上減少している方  
※給付額50万円/月（個人25万円）まで2/3、100万円/月（個人50万円）まで1/3の給付率  
※給付上限は、法人600万円/6ヶ月、個人事業主300万円/6ヶ月

## 3. 雇用を維持したいが給与の支払いが心配

**個** **中小** **中堅** **大**

### ■ 従業員の**休業手当等が最大10/10助成**されます。

※解雇を伴わない場合の助成率は中小企業10/10、大企業3/4  
※日額の上限額が15,000円まで拡大  
※休業等計画届出の提出が不要、助成額の算定方法の簡素化など、更なる手続きの簡素化

## 4. 固定資産税等の負担を減らしたい

**個** **中小**

### ■ 建物や設備等の**2021年の固定資産税が最大ゼロに軽減**されます

※事業用家屋、設備等の償却資産に対する固定資産税、事業家屋に対する都市計画税が軽減対象  
※3ヶ月間の売上が前年比で50%以上減少した場合は固定資産税等がゼロ、30%以上減少は1/2減免

### ■ 建物や設備等の**投資後3年間、ゼロ~1/2に軽減**されます

※生産性が年平均1%以上向上する「先端設備等導入計画」を策定した事業者が対象  
※事業家屋と構築物を対象追加（機械装置・器具備品などの償却資産は従来から対象）  
※2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長（2023年3月末）